

4 審議事項

(3) 鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金制度の創設について

【制定理由】

鳥取県中部地域における公共交通の利用促進に資する取組を支援し、公共交通の利用促進及び普及啓発を図るため、それについての補助金を交付できるよう、鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 要綱の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 要綱による補助金（以下「補助金」といいます。）は、鳥取県中部地域における公共交通の利用促進に資する取組を支援することにより、公共交通の利用促進及び普及啓発を図ることを目的として交付することとした。 (第2条関係)
- 3 補助金の交付の対象となる事業、相手方、経費及びその額を定めることとした。 (第3条関係)
- 4 補助金についての交付申請の時期及び方法を定めることとした。 (第4条関係)
- 5 補助金の交付決定について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 補助金に関し、市長の承認を要しない変更等を定めることとした。 (第6条関係)
- 7 補助金についての実績報告の時期及び方法を定めることとした。 (第7条関係)
- 8 補助金の支払の方法を定めることとした。 (第8条関係)
- 9 補助金の額の確定の通知について定めることとした。 (第9条関係)
- 10 要綱に定めのない事項は倉吉市補助金等交付規則の定めに基づいて行うものとし、そのほか必要な事項は、会長が別に定めることとした。 (第10条関係)
- 11 要綱は、令和7年5月26日から施行することとした。 (附則関係)

鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 補助金は、鳥取県中部地域ノーマイカー運動「100金バス」をはじめ、鳥取県中部地域における路線バス等の公共交通の利用促進に資する取組を行う者に対し、鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）がその経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進及び普及啓発を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次の各号のいずれの条件も満たす同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- （1） 政治的又は宗教的な意図を有するものでないこと。
- （2） 暴力団等又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- （3） 実体のないものでないこと。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から補助事業に伴う他の収入額を控除した額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数を切り捨て、同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の30日前までに行わなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、年度を問わず1回に限るものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 会長が承認を要しないものとして指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1） 補助事業等が全て完了したとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止した場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の3月10日のいずれか早い日
- （2） 交付決定を受けた補助事業等当該年度の2月28日までに完了していない場合（前号に該当する場合を除く。）にあっては、交付決定を受けた日が属する年度の3月10日

2 実績報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 その他会長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の実施に係る経費についての領収書の写し

(2) 記録写真等の事業の実績が分かる書類

(補助金の支払)

第8条 補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第9条 補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）の定めに従って行うものとする。

2 その他補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
公共交通利用促進事業（公共交通と他分野との連携によるイベントの開催、キャンペーンの実施等の公共交通の利用促進に資する事業）	鳥取県中部地域に拠点をおく企業、非営利活動法人等の法人又は商店街等の団体	補助事業を実施するために必要な経費として会長が認めるもの。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費、補助事業者の構成員に対する個人給付的な経費、食料費（補助事業の実施に必要不可欠な経費として会長が認めるものを除く。）、工事請負費、備品購入費等の交付対象として適当でないものを除く。	10/10	20 万円

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県中部地域公共交通利用促進事業計画（報告）書

区分	内容
1 事業の名称	
2 事業の目的（成果）	
3 事業の内容（結果）	(1) 事業（予定）日時 (2) 事業（予定）場所 (3) 対象者及び参加（予定）人数 (4) 事業概要 (5) その他 ※公共交通の利用促進に資するポイント等を記載してください。
4 その他	(1) 参加料等の有無（有 ・ 無 ） ※「有」の場合は、その内容を記載してください。 (2) 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無 ） ※「有」の場合は、活用する補助金名及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している団体名及び連絡先）を記載してください。

（担当者連絡先）

住所	〒	担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	電子メール：		

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県中部地域公共交通利用促進事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	積算内訳
協議会補助金		
その他特定財源		
自己資金		
合計		

支出の部

（単位：円）

	区分	予算（決算）額	積算内訳
補助対象経費			
	小計（A）		
補助対象外経費			
	小計（B）		
合計（A+B）			

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の定めに準じて、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の定めに準じて通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「公共交通利用促進事業」とし、その内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月26日鳥取県中部地域公共交通協議会承認。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

4 補助規程の遵守・その他の条件

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

職氏名

概算払通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の定めに基づいて、通知します。

記

- 1 補助金の名称 鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払の基準（限度額） 円
- 4 請求書の提出 補助事業者は、概算払を受けたい場合は、 月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（交付決定又は変更承認のあった額が限度となります。以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の定めに基づいて、通知します。

記

1 補助金の名称 鳥取県中部地域公共交通利用促進支援事業費補助金

2 確定交付額等

補助金の確定交付額は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の定めに基づいて補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の定めに基づいて交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

4 補助金の支払予定日 年 月 日